

## アスベスト及び PCB 含有調査仕様

### 1. 調査概要

#### (1) 調査名

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務に係るアスベスト及び PCB 含有材調査

#### (2) 調査対象

アスベスト : 全ての建築物 (別紙「四宮小学校外壁等の仕上げ塗材アスベスト含有状況調査業務委託報告書」にて実施済みの部分は除く)

PCB : 全ての建築物及び設備機器

#### (3) 調査内容

外装仕上材・塗材、内装材・塗材、吸音・結露防止剤、防水材、煙突、工作物及び設備機器等におけるアスベスト及び PCB 含有の有無

### 2. 調査仕様

#### (1) 調査方法

検体を現場にて採取し、アスベスト及び PCB の含有を分析調査すること。

#### (2) 検体採取数及び箇所

- ・ アスベスト : 60 検体
- ・ PCB : 2 件

#### (3) アスベスト含有分析調査

- ・ 調査に従事する者は特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者又は令和 5 年 9 月 30 日以前に (一社) 日本アスベスト調査診断協会に登録されている者に限る。従事する者を事前に門真市に報告し、承認を得ること。
- ・ 定性分析調査については JIS A 1481-1 により、定性分析調査を行うものとする。
- ・ 分析対象のアスベストは、アクチノライト、アモサイト(茶石綿、褐石綿)、アンソフィライト、クリソタイル(白石綿、温石綿)、クロシドライト(青石綿)及びトレモライトの 6 種類とする。

#### (4) PCB 含有分析調査

- ・ 対象は電気工作物及びシーリング材とする。
- ・ 一次分析調査は、電気工作物に関しては PCB の含有の有無、シーリング材に関してはポリサルファイド系かどうかの判定を行うものである。
- ・ 一次分析調査で PCB 含有あり及びポリサルファイド系と判明した場合は、二次分析調査として PCB の含有濃度を測定すること。

### 3. 調査における留意事項

#### (1) 関係法令の遵守

事業者はアスベスト及び PCB 含有調査の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

#### (2) 調査管理

- ・ 事業者は、契約後速やかに調査計画を作成し、本市の承諾を得ること。
- ・ 事業者は、調査計画が確実に実施できる実施体制を整備し、調査の指揮・監督を行うこと。
- ・ 調査にあたっては、「石綿作業主任者」、「建築物石綿含有建材調査者」等の資格を有したものを1名以上含むこと。
- ・ 事業者は、本市より調査状況の報告を求められたときは、速やかに報告すること。

#### (3) その他

本仕様に定めのない事項または本仕様に関して疑義が生じたときは、本市と協議の上これを定めるものとする。

### 4. 提出書類等

事業者は、次の書類を遅滞なく提出するものとする。

#### (1) 着手前提出書類

- ・ 調査着手届（任意様式）
- ・ 調査工程表
- ・ 調査計画書
- ・ その他必要な書類

#### (2) 調査完了提出書類

- ・ 調査完了届（任意様式）
- ・ 成果品

（アスベスト及び PCB 含有調査報告書、記録写真、その他本調査に関し本市が必要とするもの）

- ・ 調査箇所を記した書類
- ・ その他必要な書類